

事 務 連 絡

平成 29 年 11 月 6 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

情報連携の本格運用開始期日並びに本格運用開始時点において情報連携  
可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。）第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成 29 年 7 月 18 日から試行運用を開始し、申請者等に従来の添付書類の提出を求めつつ、情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供 NWS」という。）を使用した情報連携を行っているところです。

今般、内閣官房・総務省から各府省宛に「情報連携の本格運用開始期日並びに本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について」（平成 29 年 11 月 2 日付け府番第 212 号・総官参第 35 号 以下「通知」という。）（別添参考）が発出され、本格運用の開始期日を平成 29 年 11 月 13 日とする等の内容が通知されるとともに、当該通知内容について、関係制度所管部局を通じ、それぞれの所管制度の実務を行う地方公共団体に対し、周知するよう依頼がありました。

各都道府県におかれましては、当該通知内容をご確認・ご理解いただいた上で、引き続き、適切な情報連携が行われるよう、管内市町村（特別区含む）へ周知していただくようお願いいたします。

併せて、当該通知に添付されている、本格運用開始に伴い省略可能となる書類例などを整理した別紙 1，2 について、本格運用対象事務の確認や住民への周知等にご活用ください。

なお、別紙 2 の（参考）に掲載されている事務手続については、試行運用において課題が把握されたこと等により、本格運用への移行を延期し、引続き試行運用を行うこととしておりますので特にご留意ください。

以上